第四号の二様式注1中「未満」を「以下」に改める。

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成十六年国土交通省令第九十三号）の一部を次のように改正する。

附則第六条第一項中「滅失し、又はき損した」を「滅失し、紛失し、又は毀損した」に改め、同条第二項中「き損した」を「毀損した」に改め、同条第三項中「滅失した」を「滅失し、又は紛失した」に改める。

附則第八条第三号中「滅失した」を「紛失した」に改める。

第三条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成二十六年国土交通省令第八十一号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則目次の改正規定中「第十二条の三」を「第十二条の二の四十三」に改め、同令第十二条の十四の次に一章を加える改正規定のうち第十二条の十四の十第一項に係る部分中「滅失し、又はき損した」を「滅失し、紛失し、又は毀損した」に改め、同条第三項中「き損した」を「毀損した」に改め、同条第四項に係る部分中「滅失した」を「滅失し、又は紛失した」に改め、同改正規定のうち第十二条の十四の十一第二号に係る部分中「滅失した」を「紛失した」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第二第二号の表第四号上欄に規定するふん尿又は汚水の排出につき海洋環境の保全の見地から特に注意を払う必要があるものとして国土交通省令で定める船舶には、平成二十八年十二月三十一日以前に建造され又は建造に着手された船舶は、含まれないものとする。